

令和5年
第6回日の出町
農業委員会議事録

日の出町農業委員会

農業委員会第6回総会日程

令和5年6月26日
役場全員協議会室

1. 開 会

2. 諸報告

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

- (1) 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 (旧法律) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- (3) 議案第3号 (旧法律) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- (4) 議案第4号 (旧法律) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- (5) 議案第5号 (旧法律) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定による農用地利用集積計画(一括方式)について
- (6) 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (7) 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (8) 日の出町農業委員会会長専決処理規程第4条による報告について
- (9) 登記官照会の報告について

5. 閉 会

令和5年第6回日の出町農業委員会総会

令和5年6月26日
役場全員協議会室

| 議席 | 氏名 | 議席 | 氏名 |
|----|---------|----|----------|
| 1 | 青木 崇 君 | 9 | 土澤 孝一 君 |
| 2 | 田中 豊弘 君 | 10 | 坂本 晴洋 君 |
| 3 | 関根 進 君 | 11 | 馬場 敏明 君 |
| 5 | 山崎 茂樹 君 | 12 | 野口 隆昭 君 |
| 6 | 松本 哲男 君 | 13 | 木住野 佑治 君 |
| 7 | 和田 勝 君 | 14 | 辻本 泰啓 君 |
| 8 | 天野 幸次 君 | 15 | 神田 功 君 |

事務局職員

事務局長 坂 井 岳
事務局次長 布 田 努
事務局 宮 林 克 芳

事務局長 定刻前ではございますけれども皆さんお揃いになりましたので、只今から令和5年日の出町農業委員会第6回総会を開会させていただきます。
まず初めに神田会長よりご挨拶をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

会 長 皆さん、改めまして、こんにちは。
本日は総会の開催にあたりまして、招集させていただきましたところ、全員のご参加をいただきました。本日もご審議をよろしくお願ひいたします。

事務局長 ありがとうございます。
続きまして、日程3、議事録署名委員の指名及び議事進行につきましては、神田会長にお願ひしたいと思ひます。

会 長 3. 議事録署名委員の指名をさせていただきます。10番坂本委員、11番馬場委員にそれぞれお願ひいたします。
それでは、4. 議事に入らせていただきます。
(1) 議案第1号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願ひいたします。

事務局 (説明)

会 長 事務局の説明が終わりました。
地区担当は青木委員さんです。説明をお願ひいたします。

委 員 6月21日に私と宮林主任の2人で現地確認を行いました。場所は、町道の横にあり、町道が整備された後あたりから現状と同じ状態になっていないかというふうに思われます。
この場所の北側はそら豆が植わっていた跡があり、東側は果樹と野菜が混在した場所になっていて家庭菜園のような形になっています。当該地の周辺への影響ですが、ブロック塀が50cmくらいは高さがあるので、そこから周りに水が出るようなことはありません。説明は以上です。

会 長 事務局及び青木委員さんの説明が終わりました。
委員さん方で意見、質問がございましたらお願ひいたします。
意見、質問がないようですので、(1) 議案第1号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、許可としてよろしい委員さんは挙手をお願ひいたします。

(挙手多数)

会 長 挙手多数ですので、本案件は許可といたします。

続きまして、(2) 議案第 2 号から (3) 議案第 3 号まで関連案件ですので、一括審議いたします。(旧法律) 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について、議案第 2 号から議案第 3 号まで事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (説明)

会 長 事務局の説明が終わりました。
地区担当は青木委員さんです。説明をお願いいたします。

委 員 議案第 1 号と同じ 6 月 21 日に私と宮林主任で現地確認を行いました。
当該地の周辺は、西側が栗林になっており、その南側は家庭菜園で長ネギが植わっておりました。北側は道路で、東側は砂利道となっております。
当該地の営農状況ですが、現在はトウモロコシと小松菜だと思いましたが、それを栽培しているように思います。周辺の営農への影響に関しては、以前から耕作しているということなので特に問題はないかと思えます。以上です。

会 長 事務局及び青木委員さんの説明が終わりました。
委員さん方で意見、質問がありましたら、お願いします。
意見、質問がないようですので、(2) 議案第 2 号から (3) 議案第 3 号まで一括処理を行います。(旧法律) 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について、決定としてよろしい委員さんは挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

会 長 挙手多数ですので、本案件は決定といたします。
続きまして、(4) 議案第 4 号 (旧法律) 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (説明)

会 長 事務局の説明が終わりました。
地区担当は野口委員さんです。説明をお願いいたします。

委 員 この案件に関しましては、賃貸借権が期限切れということで 5 年間使用して、また更新ということで問題ないと思えます。当該地は、現在作付しているの

はナスで、昨年もナスを作付してしっかりやっておりますので、問題なくやっていただけたと思います。以上です。

会 長 事務局及び野口委員さんの説明が終わりました。
委員さん方で意見、質問がありましたら、お願いします。馬場委員。

委 員 借入地の面積ですけれども、日の出だけの面積なんですか、それとも本人が借りている全ての面積なんでしょうか。

事務局 こちらの面積につきましては日の出だけの面積となっております。

委 員 借りている総面積が知りたいので、出来ましたら次回から総面積を記載していただきたいです。

事務局 分かりました。

会 長 他にご質問があれば、いただきたいと思います。よろしいでしょうか。
意見、質問がないようですので、(4)議案第4号(旧法律)農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定としてよろしい委員さんは挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

会 長 挙手多数ですので、本案件は決定といたします。
続きまして、(5)議案第5号(旧法律)農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定による農用地利用集積計画について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (説明)

会 長 事務局の説明が終わりました。
地区担当は山崎委員さんです。説明をお願いいたします。

委 員 6月21日に宮林主任と現地確認をして参りました。周辺の営農状況につきましては、多少の家庭菜園がある程度と、あとは全く耕作していない状況です。
当該地の営農状況につきましては、現在トラクターが置いてあり、トラクターで綺麗に耕うんされた状況でありました。前回借りた場所は、夏でかなり雑草も生えていて、完全には手入れできていない状況ではありましたが、ナスとかキュウリ、トマトが植えてありました。
今回の場所は、借り手もないような場所であり、地主の方とちょうどマッ

チングが上手くできるのであれば、貸してあげたいと個人的は思います。
以上です。ご審議の程よろしくお願い致します。

会 長 事務局及び山崎委員さんの説明が終わりました。
委員さん方で意見、質問がありましたら、お願いします。木住野委員。

委 員 当該地はどのくらいの傾斜ですか。トラクターは、初心者が傾斜地で耕うん
すると非常に危険なんですよ。

会 長 山崎委員。

委 員 傾斜は5から6度くらいだと思います。

会 長 他にご質問があれば、いただきたいと思います。よろしいでしょうか。
意見、質問がないようですので、(5)議案第5号(旧法律)農業経営基盤
強化促進法第18条第1項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条
の2第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定としてよろしい
委員さんは挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

会 長 挙手多数ですので、本案件は決定といたします。
続きまして、(6)議案第6号農地法第3条の規定による許可申請について、
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (説明)

会 長 事務局の説明が終わりました。
地区担当は青木委員さんです。説明をお願いいたします。

委 員 6月21日に私と宮林主任で現地確認を行いました。周辺の営農状況につ
きましては、北側は圃場がありまして耕作されており、東側は畑ですが耕作され
ていない状況です。南側は通路となっており、西側は町道となっております。

当該地の営農状況につきましては、家庭菜園でやっているような形で、里芋
が植えてあったり、サツマイモがちょうど植わったところであったり、長ネギ、
カボチャ等が植えてありました。

申請者が所有している畑は、自宅周辺にあり、家庭菜園のような形で、主に
梅や栗、すもも等の果樹が植えてあり、キュウリやトマト、スイカ等の野菜が
植えてありました。所有農機は、トラクター、管理機、ハンマーナイフモア、
小型耕うん機がありました。

説明は以上です。ご審議の程よろしくお願い致します。

会 長 事務局及び青木委員さんの説明が終わりました。
委員さん方で意見、質問がありましたら、お願いします。野口委員。

委 員 当該地の西側は、以前申請者が取得した畑があり、同じ条件で申請した経緯がありますが、2、3年畑をやったと思ったら、工場が建ってしまったことがあります。今回も同じ条件で申請していますが、工場が建たない保証もないと思います。

事務局 取得した農地につきましては、転用しませんという誓約書をいただいているのと、番地につきましては、農振農用地になっておりますので、転用ができないことになっております。さらに、周辺の農地につきましても農振農用地になっている畑が多く、転用は難しい場所となっております。

会 長 他にご質問ありますか。
意見、質問がないようですので、(6) 議案第6号農地法第3条の規定による許可申請について、許可としてよろしい委員さんは挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

会 長 挙手多数ですので、本案件は許可といたします。
続きまして、(7) 議案第7号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (説明)

会 長 事務局の説明が終わりました。
地区担当は山崎委員さんです。説明をお願いいたします。

委 員 6月21日に宮林主任と現地確認をして参りました。ここは以前、道路が4メートルないということで、申請が出て許可になったところです。
当該地につきましては、昔から耕作されていないような場所で、特段周辺にも影響がないと思われますので、問題はないかと思えます。
ご審議の程よろしくお願い致します。

会 長 事務局及び山崎委員さんの説明が終わりました。
委員さん方で意見、質問がありましたら、お願いします。
意見、質問がないようですので、(7) 議案第7号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可としてよろしい委員さんは挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

会 長 挙手多数ですので、本案件は許可といたします。
続きまして、(8)日の出町農業委員会会長専処理決規程第4条による報告
について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (会長専決処理報告 第5条届出1件)

会 長 事務局の説明が終わりました。
ただいまの報告につきまして、意見、質問がありましたら、お願いします。
意見、質問がないようですので、(8)日の出町農業委員会会長専処理決規程
第4条による報告による報告とさせていただきます。
続きまして、(9)登記官照会の報告について、事務局の説明をお願いいたし
ます。

事務局 (登記官照会報告 1件)

会 長 事務局の説明が終わりました。
ただいまの報告につきまして、意見、質問がありましたら、お願いします。
意見、質問がないようですので、(9)登記官照会の報告とさせていただきます。
以上をもちまして本総会の日程は終了いたしました。

署 名

番

番